

付帯メニュー約款 継続特典

(セブン-イレブン加盟店共済会会員プラン)

2021年10月1日実施

目 次

1	実施期日	3
2	定義	3
3	適用条件等	3
4	ポイント進呈	3
5	継続特典の不適用	4
6	継続特典の約款の変更および廃止	4

付帯メニュー約款 継続特典（セブン-イレブン加盟店共済会会員プラン）（以下「本約款」といいます。）は、サミットエナジー株式会社（以下「当社」といいます。）の電気供給約款、セブン-イレブン加盟店共済会会員プラン約款（以下「加盟店プラン約款」といいます。）にもとづき、セブン-イレブン加盟店共済会会員プラン（以下「加盟店プラン」といいます。）をご契約中のお客さまが契約を更新する毎にnanacoポイントを進呈する際の取扱いを定めたものです。本約款で定める付帯メニュー（以下「継続特典」といいます。）は、一定の条件を満たした場合に限り適用されるメニューです。

1 実施期日

本約款は、2021年 10月 1日より実施します。

2 定義

電気供給約款および加盟店プラン約款に定義される言葉は、本約款においても同様の意味で使用します。

3 適用条件等

- (1) 当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「継続特典」を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
 - (イ) 同一の需要場所において、電気供給約款7（需給契約の成立および契約期間）に定める契約期間満了日時点（閏年の日を含む期間についても、365日目時点といたします。以下同じ。）で、お客さまが当社の加盟店プラン約款 1（適用）（1）に定める条件を満たしていること。
 - (ロ) 電気供給約款7（需給契約の成立および契約期間）における契約期間満了日時点で電気料金の未払いがないこと。
- (2) (1) にかかわらず、本約款で定めるもの以外の特別割引メニューの適用を受けている場合は、「継続特典」を適用できないことがあります。

4 ポイント進呈

- (1) 「継続特典」のポイント進呈は、以下のポイントを各号で定めるとおりに進呈します。

契約期間満了日ごとに	1,000 nanacoポイント
------------	------------------

- (イ) 原則として、同一の需要場所において契約期間満了日を迎えた後2ヶ月目以降、1年ごとにポイントを進呈します。
- (ロ) 当社の他の契約プランからのプラン変更に伴い加盟店プランをお申込みされた場合は、加盟店プランの契約日から算定し、前号にもとづきポイントを進呈します。

- (ハ) 加盟店プランを申込んだ後、電気の需要場所を変更のうえ需給契約（以下「変更契約」といいます。）をお申込みされた場合は、初回契約日から算定し、(イ)にもとづきポイントを進呈します。
- (2) nanacoポイントは需給契約のお申込み時にご登録いただいたnanaco番号、またはお申込み後に変更いただいた場合には変更後のnanaco番号に付与します。
- (3) お客さまが登録されたnanaco番号の不備等により、nanaco番号の有効性確認において無効であることが確認され、当社所定の期間内にポイント還元を行えなかった場合には、ポイントを受領する権利が失効・削除されることがあります。
- (4) ポイント進呈の変更・終了にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行わないこととします。

5 継続特典の不適用

当社は、4（ポイント進呈）（1）にもとづき契約期間満了日時点において、以下のいずれかに該当する場合には、「継続特典」を不適用とします。

- (1) お客さまからの申出または電気供給約款34（解約等）により解約していた場合
- (2) 3（適用条件等）（1）に定める条件を満たしていない場合

6 継続特典の約款の変更および廃止

- (1) 当社は、本約款を変更する場合には、電気供給約款 2（供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を本約款が適用となるプランの専用サイトに掲載します。
- (3) 本約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（供給約款の変更）（2）に準じます。